



明日の笑顔がココにある

アイドカ

# AIDCA トピックス

毎月2と5のつく日はニコニコ保険相談デー  
無料相談受付中！  
相談ご希望の方は、お電話でご予約下さい

総合保険代理店 有限会社 アイドカ  
盛岡市高松2-2-7  
TEL019-663-8113 FAX019-663-8114

発行日 2006年2月10日 第76号  
発行部数 郵送:450 FAX:550 メール:50

## 三井住友積立普通傷害保険「MS105」

三井住友海上火災保険で発売している積立傷害保険です。  
(満期返戻金が受け取れるタイプです) 保険期間の補償としては日本国内および海外で、偶然な事故にあい怪我をされた時に保険金が支払われます。(死亡・後遺障害、ケガでの入通院の補償有。死亡・後遺障害のみのコースも有)

保険期間は10年のみで、一時払い保険料は100万円、200万円、300万円、500万円、1000万円の5パ  
用意し、満期返戻金は、100万円につき5万円。

(例えば300万円コースの場合15万円)

お支払いただく保険料は、損害保険料控除の対象となり  
保険期間10年間の契約については、所得税については  
最高15000円まで、住民税については最高10000円  
毎年の課税対象額から控除されます。(注①)

1000万円お預け頂いても、一時所得ですから50万円ま  
実質非課税で満期返戻金を受け取れるのも魅力の商品です。

※注①の損害保険料控除は、平成18年12月末までにご契

頂いた場合です。損害保険料控除廃止に伴い来年以降  
ご契約されても控除は受けられません。詳しくは右の地震  
保険料控除創設の記事をご覧ください。

## カウンセリング「心理臨床オフィスすがわら」

「心理臨床オフィスすがわら」は臨床心理士によるカウ  
ンセリング専門のオフィスです。専門的トレーニングを受け  
たカウンセラーとの対話によって様々な心の問題を共に  
考え解決していこうとする場です。

臨床心理士 菅原 憲(すがわら けん)様

ご予約 / 電話番号 019-624-7783

(開業日 月曜・水曜・金曜・土曜日)

予約制となっております。お電話にてご予約下さい。

## 税制改正・地震保険料控除創設

2006年の税制改正大綱の中で新たに 地震保  
険料控除が創設されました。

### ① 控除の限度額

所得税：地震保険料の全額について5万円限度。

個人住民税：地震保険料の2分の1について

2万5000円限度。

[例] 地震保険料が4万円の場合、所得税におい  
ては4万円、個人住民税においては2万円が所得から  
控除できます。

[適用時期]

今回の改訂は2007年1月以降の所得税につ  
いて適用されます。個人住民税については200  
7年の所得をベースに2008年に納付する個  
人住民税から適用されます。

### ② 現行の損害保険料控除制度の廃止

但し、以下の経過措置があります。

[経過措置]

2006年12月末までに締結された長期契約  
(契約期間が10年以上で満期返戻金のある契  
約)については、当該契約の満期までは現行の損  
害保険料控除(所得税最高1万5000円、個人  
住民税最高1万円)の適用があります。この場  
合、経過措置による長期契約の控除と地震保険料  
控除額を合計して所得税は5万円限度、個人住  
民税は2万5000円限度となります。

現在火災保険にはご加入されている方でも地震  
保険へ加入されている方は少ないのが現状です。  
地震災害対策として、また税控除の有効な手段と  
しても、地震保険について検討してみませんか。  
詳しくは弊社へお問合せ下さい。